

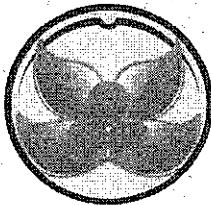


進路ガイドブック

令和6年度改訂

愛知県立大府もちのき特別支援学校

進路指導部



目次 P1~2

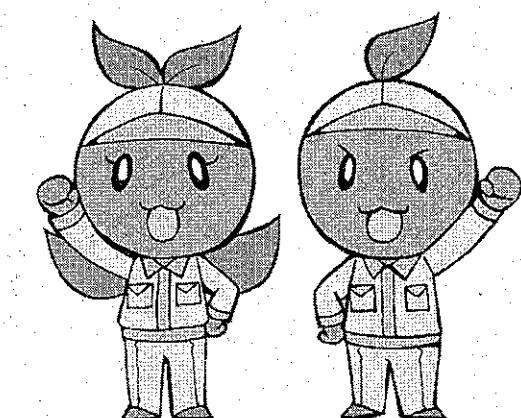
1 進路指導計画	P2 ~ 4
2 本校小学部について	P5 ~ 7
3 本校中学部について	P7 ~10
4 高等部入学から卒業後までの流れ	P11~21
5 福祉施設利用について	P22~25
6 企業就労について	P26~29
7 訓練機関について	P29~30
8 主な相談支援事業所について	P30~31
9 進路先情報収集（アフターケア）について	P31
10 個別移行支援会議について	P31~32
11 同窓会について	P32
12 障害基礎年金について	P33

1 進路指導計画

※予定は変更する場合がある

(1) 進路指導の目標

- ア 勤労を重んずる精神を育て、自らの生活を切り開く態度を養う。
- イ 児童・生徒が、卒業後に心豊かな社会生活を送るために必要な生きる力を育むとともに、本人の適性に合った進路選択先を決定できるようとする。
- ウ 日常生活に必要な基本的習慣、コミュニケーション能力、集団の中のルール理解等、社会生活の基礎となる能力を育成する。
- エ 小学部で個々の実態に応じて積み上げた力に加え、高等部卒業を見据えた生きる力(仕事をする力、社会生活を楽しむ力等)の育成を目指す。
- オ 小・中学部(小中学校)で培ってきた力をより具体的、実践的な体験を通して、高等部卒業後の社会生活に必要な力の育成を目指す。また、自己理解・自己選択・自己決定のプロセスを大切にしながら、個々の生徒に適した進路選択を図る。



(2)年間指導計画

	小学部	中学部	高等部	備考
4月	進路に関する調査(小4・6)	進路に関する調査	進路に関する調査	職場開拓(高) (年間)
5月			実習説明会(動画配信) デュアル実習(高1)5月~	福祉社会との連携 各福祉事業所訪問(年間)
6月		進路説明会(中3) 高等部見学会(中3)	産業現場等における実習(高3) (高2:企業のみ) 校内実習(高) 進路説明会(高2)	
7月		チャレッジ 体験推進事業(中3)	進路説明会(高3)	
8月			公共職業安定所との連携(高3) 重度判定(高3) 公共職業安定所との連携 (職業相談、求人登録)(高3) 障害者就業・生活支援センターとの連携(高3)	
9月	進路学習会(小1~6) ※時期は随時		実習説明会(高)※動画配信 進路説明会(高2) 産業現場等における実習(高2, 3)~10月 校内実習(高)~10月	
10月	進路に関する調査(小2)	進路学習会(中)	進路懇談(高2)	
11月		進路学習会(中)	進路懇談(高2)	
12月		チャレッジ 体験推進事業(中3)	進路学習会(年金関係)・同窓会説明会(高2, 3)	
1月	ふれあい発見推進事業(小6)	校内実習(中)	進路説明会(高1)	
2月	中学部見学会(小6)		個別移行支援会議(高3)	
3月			個別移行支援会議(高3)	

(3) 小中学部進路説明会・学習会について

部	対象学年	名 称	実施時期	内 容
小学部	1～6年	進路学習会	9月	「小学部段階における進路指導」 ・身に付けておきたいライフスキルについて ・福祉サービスの種類、利用方法について ・将来に向けて準備していくこと
中学部	全学年	進路学習会	10月 11月	「中学部段階における進路指導」 ・中学部における進路指導の概要について ・卒業後の進路や、それに向けた身に付けたい力について ・福祉事業所での生活や身に付けてほしい力などについて (事業所職員による講話を予定) ・働くために必要となる力について
第3学年	第3学年	進路説明会	6月	「中学部第3学年の進路指導」 ・高等部入学者選者について ・中学部卒業から高等部卒業後の進路決定までの流れについて
第3学年	高等部見学会		6月	「高等部に向けて」 ・高等部職員から高等部での生活についての説明 ・高等部の校内実習や作業学習の見学

2 本校小学部について

(1) 本校小学部における進路指導の基本的な考え方

ア 学校生活を通して社会生活を送る上で必要となる基礎的な力を育てる。

(基本的生活習慣の育成、個々の実態に応じたコミュニケーション能力の育成、集団生活のルール、他者と関わる力、好きなこと得意なことを広げる)

イ 学校卒業後の生活に関する情報を学校・保護者・地域と共有を図りながら、今、何をする必要があるのかを保護者と考え、児童の成長を支えていく。

(2) 小学部段階における進路指導

小学部段階では、生活に見通しをもち、規則正しく生活する習慣や、自分の身の回りのことは自分でしようとする姿勢、身近な人と関わる中で人と関わることの楽しさを感じること、お手伝いや係活動など役割を自分の役割を果たすことの達成感などを育て、社会的自立の基礎となる力を育てる。進路学習会などを通して、将来の姿をイメージすることで、必要なことを考える機会とする。小学部の進路指導では、一人一人の可能性を伸ばす支援を行うとともに、保護者へ進路に関する情報発信をすることで、児童の成長を一緒に考える機会していく。

学校で取り組むこと

ア 日常生活において自分のことを、自分でしようとする力を育てる。

- ・着替え、排せつ、食事などの場面で、自分でできることを増やす。
- ・自分の荷物を自分で片付けたり、準備したりする。

・自立に向けて、ボタンやファスナー、ホック、ベルトのある衣服の更衣の練習をする。

(中学部からは、制服を着用する。少しずつ、ボタンやファスナー、ホックなどが付いた衣服を着る練習をするとよい。)

イ 人と関わる力（コミュニケーションの力）を育てる。

- ・教師や友達と物や場面を共有して、楽しく活動する。
- ・決まった場面での挨拶を言葉や動作などで表すことができる。

・自分の思いを、自分なりの方法で相手に伝える。

(～がしたい。～がほしい。～へ行きたい。～が嫌だ。～が分からない。)

・人からの頼みを聞いて、行動する。

・自分の思いと違うときに、身近な人の関わりも受け入れながら、折り合いがつけられる

ウ 学習に向かう力（作業に向かう力）を育てる。

・決められた時間、落ち着いて学習に取り組む。

・いろいろな学習を通して、興味、関心の幅を広げる。

・体をたくさん動かし、体力をつける。

・感触遊び等で手先を使ったり、造形活動で道具を使ったりする経験を増やす。

- ・スケジュールを用いて、見通しをもって行動する。

エ 社会で生活する力を育てる。

- ・お金の使い方を知る。
- ・自分で、好きな活動を選び、自由な時間を楽しむことができる。
- ・学校生活の決まりやルールを守る。
- ・公共の場でのルールやマナーを守って活動する。
- ・うまくいかないことがあっても、再チャレンジしようとができる。
- ・気持ちの折り合い付けることができる。(気持ちを切り替える術を見つける。)

※これらの力は、今後、どの進路を選択しても必要とされる。また、これらの力は、学校生活の中だけで確立できるものではなく、学校生活と家庭生活の双方が上手く繋がることで、より効果的に、生活スキルが積み上がっていく。

家庭で取り組めること

ア お手伝い

例：新聞を取りに行く、食器の配膳・片付け、洗濯物を畳むなど

※役割をもって生活することが大切。家族を一つのコミュニティー集団とみなし、その中で本人なりの役割を明確にすることで、集団への参加意識、自己肯定感を育む。

お手伝い（労働）→お小遣い（報酬）の経験を積み重ねることで、働いて賃金を得ることの体験をすることができる。

イ 好きなことを増やす

例：お絵描きや読書、動画鑑賞など一人で楽しむ活動を確立する。

※好きなことがたくさんあると豊かな生活を送ることができる。

ウ コミュニケーション能力を高める

- ・言葉、身振り、絵カードなどお子さんに合ったコミュニケーション方法を確立する。

- ・「おはよう」や「いただきます」など家中でも挨拶を意識する。

- ・学校で楽しかったことや休日に行きたい場所など、本人の考えを聞き取る。

- ・「したいこと」「欲しい物」など選択肢の中から自分で選ぶ経験を増やす。

→自分のことを自分で決めていく経験を積み重ねることが大切。

※コミュニケーションカードやタブレット端末など、自分にあったコミュニケーションを探していく。

エ 公共施設の利用(公共交通機関の利用、買い物など)する機会をもつ。

- ・公共交通機関を利用する。
- ・買い物や外食に出かける。
- ・医療機関への受診に慣れる。

- ・理容室（美容室）を利用する。

※家の外に出て活動することは、公共のマナーを意識したり、好きなことや楽しみなことを増やしたりするきっかけとなる。医療機関の受診は、大人になっても必要不可欠。

オ スケジュールを理解し、生活に見通しをもつ。

- ・カレンダーなどを活用して、行事や通院、事業所利用などに対して、見通しをもって生活ができるようにする。

※スケジュールは、本人に合わせて1日、1週間、1か月など提示するスケジュールの長さを変えていく。

力 人と一緒に活動する機会をもつ。

- ・家族や兄弟、親戚などと一緒に過ごす。

- ・放課後等児童デイサービスや移動支援等を活用する。

※いろいろな人と一緒に楽しいことを共有し、人と関わる心地よさや人と関わる力、集団の中で過ごす力を育てていく。

3 本校中学部について

(1) 本校中学部における進路指導の基本的な考え方

ア 学校卒業後の生活に関する情報を学校・保護者の方・地域の方と共有を図りながら、中学部卒業後の生徒にとって、一番よい進路先を保護者とともに考えていく。

イ 将来の夢や生活を踏まえ、今何をする必要があるのかを保護者と考え、本人の成長を支えていく。

(2) 中学部段階における進路指導

作業学習を通して、挨拶や身だしなみ、決められた時間、手順を守って作業に取り組むなど、働くために必要な力を育てていく。また、学校生活を通して、日常生活面の力や集団の中で活動する力、人と関わる力など将来の職業生活や家庭生活に必要な力を育てていく。中学部の進路指導では、社会的自立に向けて必要となる力を育てると共に、いろいろな職業や働くことについての学習を通して、一人一人の生徒が卒業後の生活に期待感をもてるよう取り組む。また、進路学習会や進路説明会を通して、保護者に進路情報を提供したり、将来に向けて必要となる力について共有したりすることで、進路選択が広がるよう取り組む。

学校で取り組むこと

ア 日常生活において自分のことを、自分でしようとする力

- ・着替えをする。（ボタン、ファスナー、ベルトなど）
- ・身だしなみを整える。（入浴、歯磨き、頭髪など）
- ・時間を守る。
- ・体調を自ら整える。（水分補給、体温調節、早寝早起きなど）

イ 人と関わる力

- ・自分に合った方法で、自分から挨拶や返事、報告・相談・連絡をする。
- ・友達と一緒に楽しく活動する。
- ・人からの依頼を聞くことができる。
- ・自分のことや考えを相手に伝えることができる。
- ・感情のコントロールができる。

ウ 作業をする力

- ・「働きたい」という気持ちをもつ。
- ・決められた時間、作業できる体力や集中力を付ける。
- ・準備や片付けができる。
- ・安全に気を付けることができる。
- ・頼まれたことを最後までやりきることができる。
- ・姿勢に気を付けることができる。

エ 社会で生活する力

- ・お金の大切さや使い方を知る。
- ・自分で、自由な時間を楽しむことができる。
- ・決まりやルールを守る。
- ・行動範囲を広げる。
- ・スケジュールを自分で立てたり、確認したりしながら見通しをもって生活をする。

これらの力は、今後、どの進路を選択しても、必要とされる。また、これらの力は、学校生活の中だけで確立できるものではなく、学校生活と家庭生活の双方がうまく繋がることで、より効果的に生活スキルが積み上がっていくと考える。

家庭で取り組めること

ア 衣食住に関すること

①衣類に関すること

- ・洗濯をする。(干す、畳む)。季節や天候に合った服装を選ぶ。身だしなみを整える。

②食に関すること

- ・食器の片づけ(食器洗い)。簡単な調理の手伝い。規則正しく、適度な量の食事をとる。食べたい物を買ったり、用意したりする。

③生活環境(住)に関すること

- ・部屋を片付ける。持ち物を整理したり、管理したりする。掃除をする。(掃除の手順や掃除道具の使い方を知る)ごみの分別をする。

イ 金銭に関すること

- ・お手伝い(労働)→小遣い(報酬)の経験をする。お金を使う経験を増やす。

小遣い制にして、欲しいものに優先順位をつけたり、金額に見合った買い物ができるようにする。

ウ 余暇の使い方（趣味の確立）

一人で楽しむ活動を確立する。動画、音楽鑑賞。ジョギング、散歩、水泳など興味がもてそうな活動を体験する。

※好きなことがたくさんあると豊かな生活を送ることができる。

エ コミュニケーション能力の向上

・言葉、身振り、絵カードなど本人に合った誰にでも伝わるコミュニケーション方法を確立する。

・「おはよう」や「いただきます」など家中でも挨拶を意識する。

・気持ちや要求を伝える。

（学校で楽しかったことや休日に行きたい場所など、本人の考えを聞き取る。）

※コミュニケーションカードやタブレット端末などのコミュニケーション方法を確立していく。

オ 公共施設の利用

・公共交通機関を利用する。

・買い物や外食に出かける。

・医療機関への受診や理容室（美容室）に行く。

※公共のマナーを意識したり、好きなことや楽しみなことを増やしたりするきっかけになる。医療機関の受診は、大人になっても必要。

カ スケジュールを理解し、生活に見通しをもつ

・一日の生活や、一週間の生活を理解する。

・受診や放課後等デイサービスの利用など、自分の生活を管理できるようにする。

・余暇の予定を考えられるようにする。（行きたい場所やしたいことを考える）

キ 人と一緒に活動する

・放課後デイサービスや移動支援等を活用する。

・家族や友達、親戚などと一緒に活動する機会をもつ。

※楽しいこと、心地よいことをいろいろな人と一緒に共有しながら、人と関わる力や集団で過ごす力を育っていく。

ク 進路選択について考える

大人になつたことを話す機会をもつ。

長期休業を利用して、事業所等に見学に出かけたり、体験したりする。

(3) 卒業後の生活について

ア 中学部卒業後の生活について

中学部卒業により、義務教育の段階を終了となる。今後は、自分に合った生活の場や活動の場を選択していくことになり、本当に必要な場はどのような場なのか、しっかりと考え進路を決定していく必要がある。

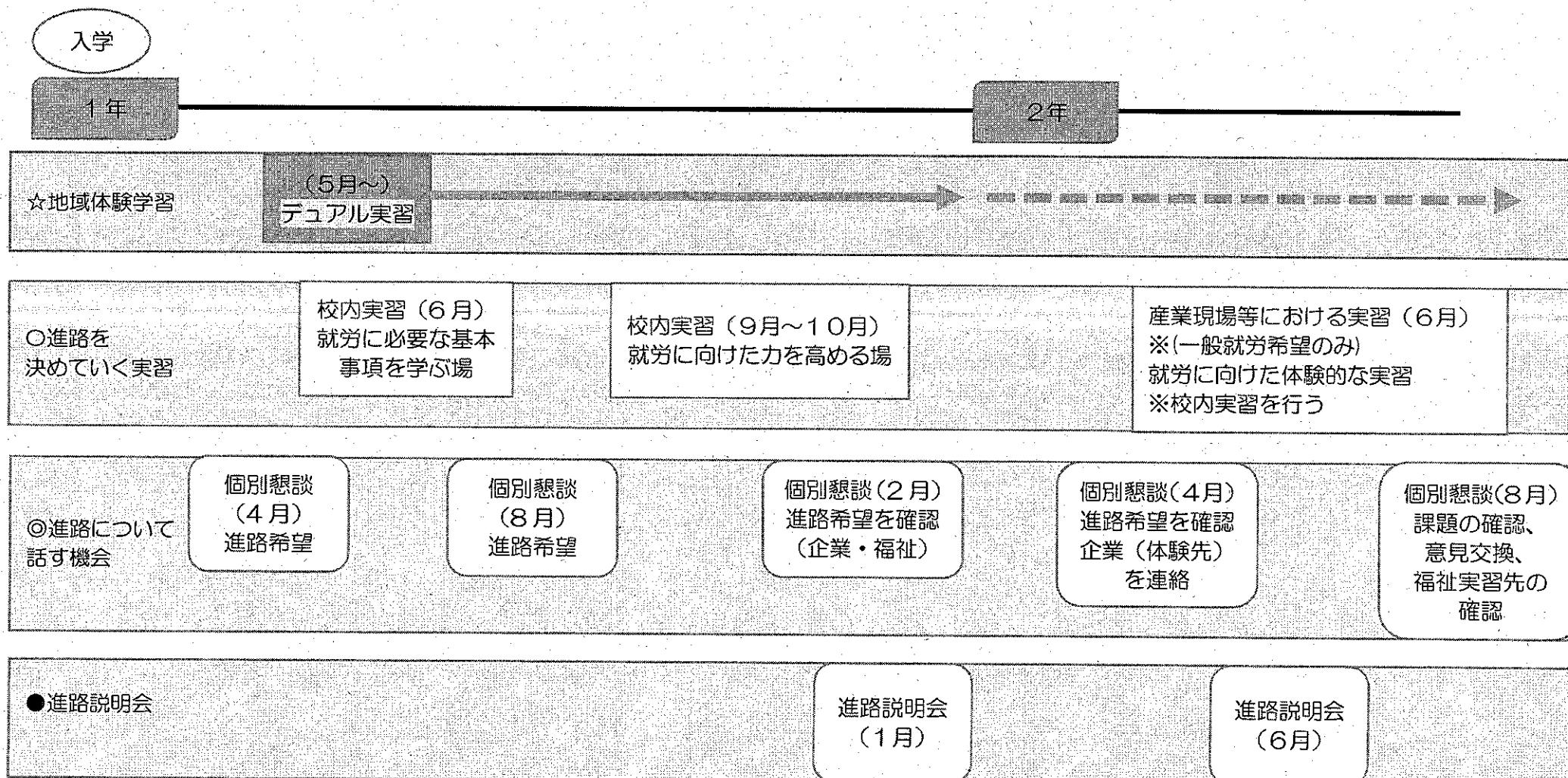
進路選択先	概要
本校高等部	受検による入学許可が必要。
高等特別支援学校 校舎	受検による入学許可が必要。 高等部単独で設置された学校で一般企業への就職を重点に置いたカリキュラムで教育を行う学校。どの学校も自力での通学となる。 愛知県立豊田高等特別支援学校（寄宿舎が併置） 愛知県立春日井高等特別支援学校（寄宿舎が併置） 愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎、愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎
その他の学校	各種専門学校や高等技術専門校など。※受検については、事前に相手校と確認が必要。
福祉サービス 事業所	生活介護や入所施設など各種福祉事業所を利用する。利用に当たっては、受給者証の取得など手続きが必要。
その他	進学、就職、在宅など。

イ 本校高等部進学までの流れについて

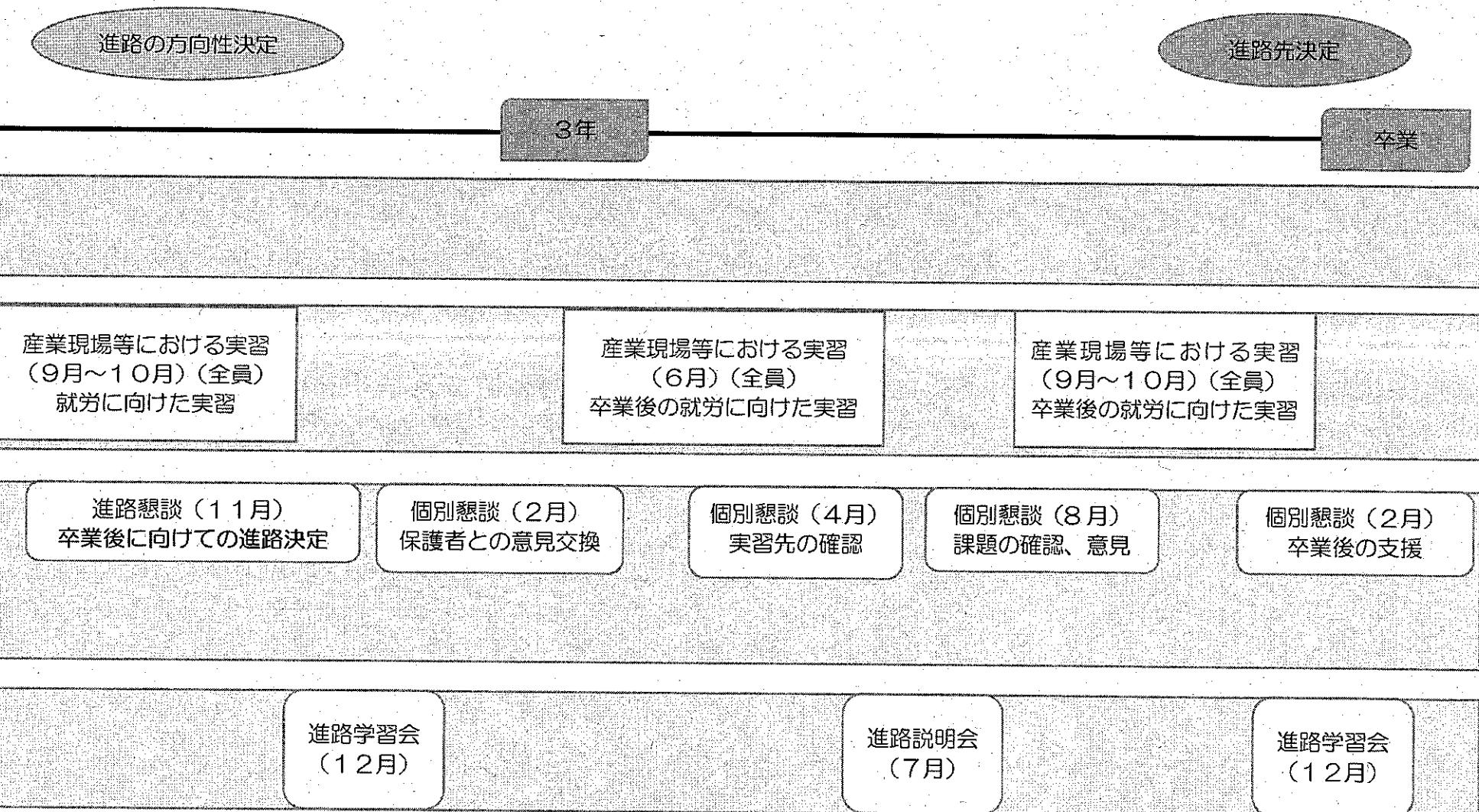
- | | |
|------|-------------|
| 1月中旬 | 入学者選考願書交付 |
| 2月上旬 | 入学者選考願書受付 |
| 2月中旬 | 入学者選考 |
| 2月下旬 | 合格者発表 |
| 3月上旬 | 小中学部卒業証書授与式 |
| 3月下旬 | 高等部入学説明会 |

4 高等部入学から卒業までの流れ

入学から卒業までの進路指導に以下のように進めていく。生徒の個人の特性、学校における学習面・生活面の状況、本人及び保護者



の意向等を考慮し総合的に判断して進めていく。



(1) 高等部の流れ

ア 第1学年の流れ

学校		家庭との連携
1 学 期	部別懇談会（4月）	【部別懇談会】・本校の進路指導の流れについて説明する。
	進路に関する調査（4月）	【進路に関する調査】・学校が進路指導を進めていくうえで、保護者の進路についての考え方を知り、進路指導に役立てていく。
	デュアル実習（5月～）	【デュアル実習】・地域の事業所での体験を行う。※年間を通して行う。
	校内実習（6月）	【校内実習】・校内で2週間の実習を行う。この実習は卒業後の就労を目指して、基本的な力（挨拶・返事・報告、時間、安全を意識した行動等）を身に付けることを目的として実施する。
夏季休業中		【事業所見学】・福祉事業所を見学し、進路先を考える機会とする。
2 学 期	校内実習（9月～10月）	【校内実習】・校内で2週間の実習を行う。この実習は学校生活で身に付けた基本的な力を基にして、働く意欲を高めることを目的として実施する。
	冬季休業中	【事業所見学】・福祉事業所を見学し、進路先を考える機会とする。
3 学 期	第1学年進路説明会	【第1学年進路説明会】・進路選択（一般就労、福祉就労）に向けた情報提供を行う機会とする。 ・進路の流れの説明を行う機会とする。

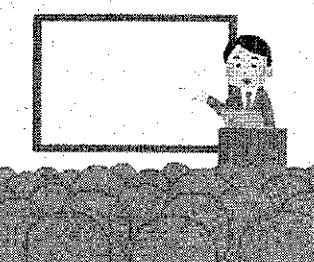
事業所見学について

見学 POINT ①どんな仕事をしているのか。

②環境は整っているのか。支援の様子やスタッフの雰囲気。

③本人に合っているのか。

④家からの距離はどうか、送迎はあるか。



イ 第2学年の流れ

学校	家庭との連携
部別懇談会（4月）	【部別懇談会】・進路指導の流れについて説明する。
進路に関する調査（4月）	【進路に関する調査】・進路指導を進めていくうえで、保護者の進路についての考え方を知り、進路指導に役立てる。
産業現場等における実習説明会（6月） 動画配信	【実習前説明会】・実習についてのねらいや伸ばしていく力等を説明する。 ・実習中の家庭での過ごし方や実習日誌の利用方法を説明する。
産業現場等における実習事前打ち合わせ（5月～）	【実習事前打ち合わせ】・実習のおよそ1か月前に本人、保護者、担任で実習先にて実習の事前打ち合わせを行う。
校内実習 産業現場等における実習（6月） ※企業対象者のみ	【校内実習】・校内で2週間の実習を行う。この実習は卒業後の就労を目指して、基本的な力（挨拶・返事・報告、時間、安全を意識した行動等）を身に付けることを目的として実施する。 【産業現場等における実習】・企業において2週間の実習を実施する。 ・1年から積み上げてきた学習の成果を、学校から離れた場で、どれだけ発揮できるかを確認する機会とする。 ・実習期間中は保護者に実習の様子を参観してもらう。
第2学年進路説明会	【第2学年進路説明会】・進路選択（企業就労、福祉就労）に向けた情報提供を行う機会とする。 ・産業現場等における実習についての説明を行う機会とする。
夏季休業中	【事業所見学】・福祉事業所を見学し、進路先を考える機会とする。
産業現場等における実習事前打ち合わせ（9月～）	【実習事前打ち合わせ】・実習のおよそ1か月前に本人、保護者、担任で実習先にて実習の事前打ち合わせを行う。
校内実習 産業現場等における実習（9月～10月）	【産業現場等における実習】・1年から積み上げてきた学習の成果を、学校から離れた場で、どれだけ発揮できるかを確認する機会とする。 ・6月に実習を実施した生徒については、前回の実習での課題がどの程度改善されたのか、成長したかを確認する機会とする。
進路懇談（11月）	【進路懇談】・進路選択（企業就労、福祉就労）に向けた情報提供を行う機会とする。 ・産業現場等における実習についての説明を行う機会とする。
進路学習会・同窓会説明会	「障害基礎年金について」 ・外部講師による障害基礎年金の説明、親の会から同窓会についての説明

ウ 第3学年の流れ

学校		家庭との連携
1 学 期	部別懇談会（4月）	【部別懇談会】・進路指導の流れについて説明する。
	進路に関する調査（4月）	【進路に関する調査】・保護者の進路についての考え方を知り、進路指導に役立てる。
	産業現場等における実習事前打ち合わせ（5月～）	【実習事前打ち合わせ】・実習のおよそ1か月前に本人、保護者、担任で実習先にて実習の事前打ち合わせを行う。
	実習前説明会（6月）	【実習前説明会】・校内実習についてのねらいや伸ばしていく力等を説明する。 ・実習中の家庭での過ごし方や実習日誌の利用方法を説明する。
	動画配信	
	校内実習	
	産業現場等における実習（6月）	【産業現場等における実習】・卒業後の就労を視野に入れて、実習生徒の力がどの程度であるか、同じ職場の方とのコミュニケーションはうまくとれるかを把握するための実習とする。
	第3学年進路説明会（7月）	【第3学年進路説明会】・進路選択（企業就労、福祉就労）に向けた情報提供を行う機会とする。 ・産業現場等における実習についての説明を行う機会とする。
夏季休業中		<p><u>福祉サービス利用予定者</u> 【受給者証の発行手続き】・さまざまな手続きに必要となるため、早めに申請を行う。</p> <p><u>就労アセスメント</u>・就労継続支援B型の利用希望者については、就労移行支援事業所での実習の必要がある。</p> <p><u>生活介護事業所利用予定者</u> 【障害支援区分判定】・市町によって若干の差があるが、18歳の前後から判定を受けることができる。</p> <p><u>企業就労予定者、就労継続支援A型事業所利用予定者</u> 【求職登録】・はハローワーク刈谷で登録を行う。</p> <p><u>企業就労予定者</u> 【重度判定】・愛知職業センターで就労上の障害の程度の判定を行う。</p> <p><u>障害者就業・生活支援センター登録</u>・仕事面及び生活面の相談等の支援を受けるために登録を行う。</p>

	産業現場等における実習 事前打ち合わせ（9月～）	【実習事前打ち合わせ】・実習のおよそ1か月前に本人、保護者、担任で実習先にて実習の事前打ち合わせを行う。
2 学 期	校内実習 産業現場等における実習 (9月～10月)	【産業現場等における実習】・実習を通して、卒業後の生活を具体的にイメージし、仕事や事業所の様子、就労先となった場合の通勤方法を知る機会とする。
	進路学習会・同窓会説明会	「障害基礎年金について」 ・外部講師による障害基礎年金の説明、親の会から同窓会についての説明
3 学 期	個別の移行支援会議	【個別の移行支援会議】・個別の移行支援計画を作成し、本人・保護者の願いを本人の周りで支援する機関で共有し、支援する体制をつくる。基本企業就労のみの実施となるが、福祉サービス利用の場合は必要に応じて実施する。

(2) 校内実習

〈中学部〉

(1) ねらい

- ア 働く達成感や厳しさを感じる。
- イ 将来の生活に必要な力を身に付ける。
- ウ 高等部や将来の生活を踏まえた上で立てた目標を達成できるようにする。

(2) 実施期間、参加学年、作業内容等

学部	実施時期	参加学年	期間	作業内容
中学部	1月	全学年	1週間	各学年作業学習の内容

〈高等部〉

(1) ねらい

- ア 働く意欲を高める。
- イ 繼続して取り組める力を身に付ける。
- ウ 職場で必要な対人関係や態度、習慣を身に付ける

(2) 実施期間、参加学年、作業内容等

学部	実施時期	参加学年	期間	作業内容
高等部	6月 10月	全学年	2週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴムのぱりとり ・漬け物用段ボール作成 ・保冷パックの型紙折り ・ホテルのアメニティ ・清掃 ・農作業 ・ボルトやボールペンの組立 ・事務作業

(3) 校内実習の概要

ア 生徒の班編成及び教員の配置

- (ア) 生徒の班編成は、生徒の実態を考慮して行う。
- (イ) 教員の配置は、生徒の実態を考慮して行う。
- (ウ) 実習日誌は、期間中班の担当者が記入する。

イ 事前準備及び事前学習

- (ア) 連絡帳の代わりに実習日誌を使用する。
- (イ) 事前学習(産業現場等における実習を含めて)では、「挨拶」「報告」「返事」など実習に対する心構えや実習場所、期間の確認、個人目標の発表などを学年・学級単位で行う。

ウ 作業上の留意点

- (ア) 材料は業者からの大好きな預かり物という意識で作業を行う。
- (イ) 不良品を出さないように丁寧に作業をする。
- (ウ) 手洗い。清掃等清潔に心掛ける。
- (エ) 場に応じた適切な挨拶・報告・返事をする。
- (オ) 出来高表をつけ、目標や見通しもって取り組む。
- (カ) 生徒の服装は原則作業着（中学部は体操服）とする。

エ 事後学習

実習終了後、写真を使って実習の様子を振り返ったり、個人目標が達成できたか発表したりして、各学級、学年で事後指導を行う。

(3) デュアル実習

デュアル実習

(1) ねらい

- ア 高等部卒業後の進路を、自己選択・自己決定したり、考えたりする機会を増やす。
- イ 生徒自身が、働くために必要な力を知り、就労への意識や意欲を高め、目標を立てたり、その実現に向かったりすることを促す。
- ウ 企業での実習と学校での指導を効果的に結び付け、個々の課題解決につなげる。

(2) 内容

- ア 学びの場を事業所（企業及び福祉事業所）及び学校とする。
- イ 1回目は全員行う。
- ウ 2回目以降は、校内実習、現場実習、懇談会などを受けて、学年会等で検討し、必要だと判断された場合に実施していく。
- エ 実習先は一度に一か所とし、常駐指導を行う。
- オ 通勤については、学校からの引率または保護者の送迎または自力での通勤とする。
- カ 授業の一環として行うことを実習先に理解していただき、実習時間は授業時間内とする。ただし、必要に応じて1日実習を可能とする。

(3) 実習先の決定

校内実習、現場実習、懇談会などを受けて、学年会等で検討し、決定していく。

(4) 事前指導、事後指導、評価について（アセスメント）

- ア デュアル実習の事前学習、事後学習を作業学習の時間に行う。
- イ 実習に関する項目を盛り込んだアセスメントを適宜行う。

(4) 産業現場等における実習

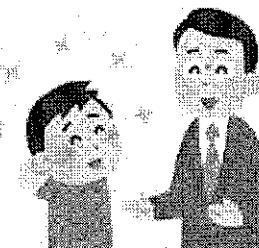
(1) ねらい

ア 全体のねらい

- (ア) 現場の仕事に直接参加し、勤労に関わる体験学習を通して働く意味を考える。
- (イ) 現場で働く人々との関わりを通して、望ましい人間関係や態度や習慣を養う。
- (ウ) 実習を最後までやり抜くことを通して、成就感や成功感を味わい自信をつける。
- (エ) 実習を通して、自分の進路や適性についての理解を深める。

イ 学年の目標

- (ア) 高2 経験を積むことにより、自分の可能性を高め、自己の適性についての理解を深める。
- (イ) 高3 卒業後の進路を見据えて自分の力を発揮し、社会自立への基礎を身に付ける。



(2) 産業現場等における実習の概要

項目	福祉	企業
実習場所	地域の福祉事業所	一般企業
実習期間	1週間から2週間	1週間から2週間
実習内容	福祉事業所での通常の日程を利用者とともに体験する(作業内容については事業所から指定される)。	企業の仕事内容に従う。
実習時間	事業所の利用時間や企業の勤務時間、受け入れ可能時間に合わせる。(9時頃から16時頃までが多い)	
参加人数	事業所の受け入れ人数による	1企業1名が基本 ※(数名の実習生を同時に受け入れる企業もある)
通勤・送迎	保護者による送迎 ※就労移行を希望する場合は、学校への自力通学が前提、公共交通機関の利用ができる生徒(スクールバス生はバス停自力)	自力通勤(企業実習を希望する場合は、学校への自力通学が前提、公共交通機関の利用ができる生徒)
指導	基本的には事業所職員だが、担任・副担がそばに付く場合もある。	企業の担当者(学校は巡回指導を行う)。
事前打ち合わせ	本人・保護者・担任と施設の担当者で行う。	本人・保護者・担任と企業の担当者で行う。
反省会	本人・保護者・担任と施設・企業の担当者で行う。※行わない場合もある(事前打ち合わせの時に確認)	
実習先との連絡	実習日誌を使用する ※実習先の様式を使用する場合もある	
評価	本校の様式を使用する。※実習先の様式を使用する場合もある	
実施時期	6月、10月、(2年6月は企業のみ) ※ 産業現場等における実習は、期間外になることもある。	

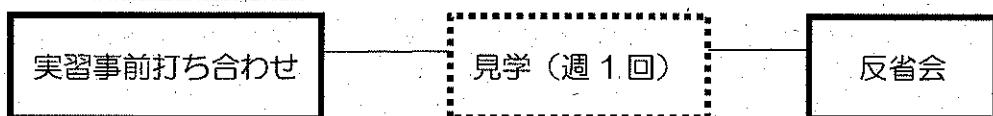
・企業では、生活面での指導はない。自力通勤できる生徒のみ。

(3) 産業現場等における実習が決まるまで

- ・現場実習の前には、個別懇談等によって実習先を決めていく。

(4) 現場実習期間中、保護者に出席していただく日

実習3週間くらい前



※ 太枠 の日に保護者が出席する。

※ 反省会については行わない事業所もある。

実習事前打ち合わせについては、およそ実習3週間前に実施する。

(5) 産業現場等における実習を実施するにあたって

ア 実習承諾書・通勤方法

・実習先が決定したら、担任を通して「実習承諾書」「通勤方法」を配布する。通勤方法は不測の事態に対応するため、正確に記入する。

イ 事前打ち合わせ

(ア) 実習前に本人、保護者、担任が実習先を訪問し、実習内容、期間、時間、通勤方法、服装、持ち物、昼食等について打ち合わせを行う。(実習先によっては、保護者や本人が参加しない場合もある。)

(イ) 服薬等、本人に関して配慮すべきことを伝える。企業の場合は、本人への面接を兼ねることがあるため、保護者は見守る。

(ウ) 緊急時の連絡方法および反省会の日時、保護者の見学等について確認する。

ウ 見学

可能であれば実習期間中に担任と一緒に見学を行う。(週一度程度)

エ 実習日誌

実習中に実習先と家庭との連絡を取るためのもの。毎日必ず目を通し、必要事項や御家庭での本人の様子等を記入する。

オ 反省会

実習先の担当者・本人・保護者・担任が出席する。

※反省会については行わない事業所もある。

カ 実習中の欠席・遅刻・早退の連絡

当日の欠席等の場合は、学校へ連絡する。

キ 事故等の補償

実習中および通勤途上において不慮の事故に見舞われた場合には、「日本スポーツ振興センター」(全児童・生徒の加入)の規定により、補償を申請することができる。

事故により、受け入れ企業、施設の財物を損壊したりすることによって損害賠償を請求された場合は、保護者の保険対応となる。(保険にはAIG保険、インターナンシップ保険などがあるが、他の保険でも契約内容によっては対応可能)

※インターナンシップ保険については学校で取りまとめ、年250円で申し込むことができる。

ク 警報等発表時

(ア) 実習先には、保護者または学校が迎えにいくまで、生徒を保護していただくようにお願いする。

(イ) 保護者は、速やかに実習先へ迎えにいき、その後学校へ連絡する。

ケ 費用負担

(ア) 公共交通機関を利用しての交通費は、就学奨励費より実費分が支給される。(所得によって支給されない場合もある)

(イ) 自家用車を利用する場合は走行距離によって、就学奨励費より実費分が支給される。(所得によって支給されない場合もある)

(ウ) 原則、昼食代は保護者負担となる。

(エ) 実習先によっては、腸内細菌検査等が必要になる場合もある。

※病院内作業、飲食店、老人ホーム等

コ 学校の給食

- (ア) 実習中の給食は欠食とし、後日返金対応とする。※急な実習の場合は対応できることもある。
- (イ) 途中で実習が中止となり、学校へ登校する場合は、弁当を持たせて登校する。

サ スクールバス

- (ア) 実習中のスクールバスについては不乗扱いとなるが、実習前に添乗員にスクールバスに乗らない旨を伝える。
- (イ) 途中で登校することになった場合にも連絡する。

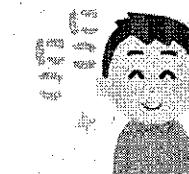
シ その他

- (ア) 事業所が実習の継続が難しいと判断した場合は、実習先と相談し実習を中止とする。
- (イ) 打ち合わせ、反省会、実習日誌などを通して、実習先は保護者の姿勢を見ていることがある。
- (ウ) 現場実習は学校教育の一環として実施するため、無報酬で行う。
- (エ) 実習費が必要な事業所がある。
- (オ) 実習先への手土産は必要はなし。

(6) 御家庭でのバックアップについて

知らないところで、知らない人に囲まれて、経験したことのない仕事に取り組むことは、生徒に大きな緊張や不安感を与える。そこで御家庭の支援が不可欠になるため、次の5点に留意する。

- ア 実習先を決める際には、本人の希望を聞きながら、御家庭で話し合う。
- イ 日常の生活習慣が乱れていますと、実習を続けられない場合もあり、実習に入る前から生活習慣を改善しようとする姿勢を育っていく。
- ウ 実習中は緊張感から精神的に大変疲れが出る。体調管理に十分配慮する。
- エ 実習日誌の記入、実習先への見学、反省会の出席など保護者の協力が必要で、本人を応援できる機会ととらえ、精力的に取り組む。
- オ 実習が無事終了したその日、多少大げさでも称賛する。「自分にもできた」という達成感が次の実習へのステップになる。



5 福祉サービス利用について

(1) 施設利用に関する主なサービスについて

「サービス」という名称が使われているが、「就労移行支援の施設利用のサービス」「就労継続支援B型の施設利用のサービス」という意味。福祉施設はいくつかの種類の施設（サービス）に分かれている。

サービス	給付区分	サービスの内容
就労移行支援	訓練等給付	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。(2年以内に企業就労できない場合、他のサービスに移ることとなる)
就労継続支援 A型 (雇用型)	訓練等給付	雇用契約を結ぶ福祉施設。(最低賃金が支払われる) ※R5.10.1.1.027円
就労継続支援 B型 (非雇用型)	訓練等給付	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。(就労継続支援B型を新卒者が利用する場合は、就労移行支援サービス事業所での就労アセスメントを受け、このサービスが適切という判断が必要)
自立訓練 (生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※宿泊型自律訓練
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する。(対象者は障害支援区分が3以上)
地域活動支援センタ	地域生活支援事業	創作的活動及び生産活動の機会の提供し、社会との交流などを行う。
施設入所支援	介護給付	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。(対象者は障害支援区分が4以上)
共同生活援助(グループホーム)	訓練等給付	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

(2) 障害支援区分について

障害支援区分とは、障害に対する支援(サービス)の必要度を示すもので、区分1から区分6まである。数字が大きくなるほど支援の度合いも大きくなる。介護給付のサービスを利用するには、障害支援区分の認定が必要。また、次表の通り、一定の区分以上でなければ受けられないサービスがある。

	サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	生活介護				○	○	○	○
	施設入所支援					○	○	○
	短期入所(ショートステイ)		○	○	○	○	○	○

＜障害支援区分認定について＞

- ・80項目の認定調査と医師の意見書をもとに各市町で行われる審査会で判定される。
- ・80項目の調査は、移動や動作等に関連する項目(12項目)、身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)、意思疎通等に関連する項目(6項目)、行動障害に関連する項目(34項目)、特別な医療に関連する項目(12項目)合計80項目の聞き取り調査をする。市町村福祉課のケースワーカーが聞き取りを行う。必要な支援について担当者に細かく説明を行う。
- ・医師の意見書は、かかりつけ医に書いていただき提出する。
- ・80項目の認定調査と医師の意見書をもとに審査会で判定されるため、認定には時間がかかる。
- ・障害支援区分の認定が必要な人は、18歳の誕生日の頃から始める。

(3) サービス等利用計画について

福祉サービスを利用する場合には、サービス等利用計画の作成が必要。相談支援事業所にお願いしたり、個人で作成したりする。福祉サービス等の利用を伝えると市・町から詳しい説明がある。

(4) 事業所の利用料に関して

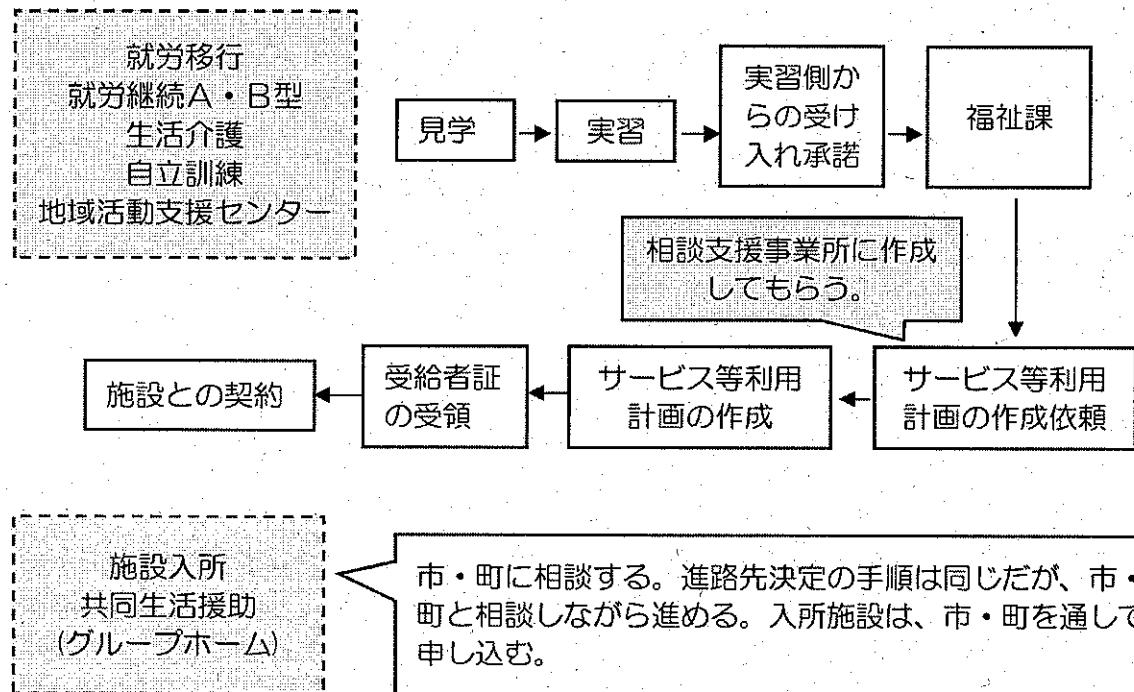
- ア 利用に際しては、サービス利用料金がかかる。(負担軽減措置がある。)
- イ 食費等の負担がある。(事業所により負担額が異なる。)
- ウ 事業所によっては送迎費・消耗品費・会費・入会金・寄付金等がある。
- エ 各事業所により異なるため、事業所に確認が必要になる。

(5) 進路先が決まるまでの流れ

※ 利用するサービスにより異なる。

ア 基本的な流れ

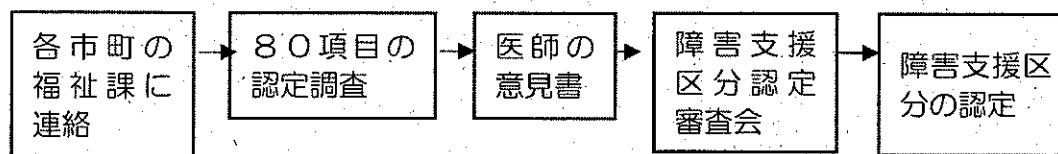
【進路先決定の手順】



イ 生活介護、施設入所利用の場合

〈ア 基本的な流れ〉の他に、「障害支援区分の認定」が必要。

【障害支援区分の手順】



福祉課について

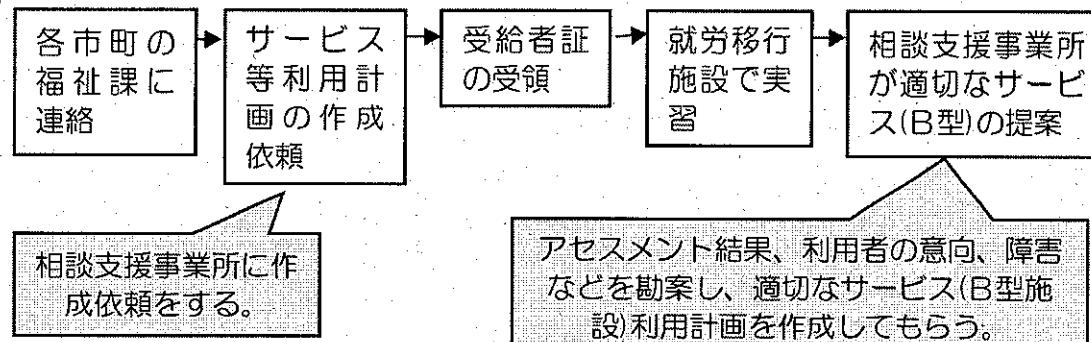
高等部第3学年7月進路説明会後に連絡する。

〈連絡先〉

市町	窓口	電話番号
大府市	高齢障がい支援課 障がい福祉係	0562 47-2111
東海市	市民福祉部 社会福祉課	052 603-2211
東浦町	障がい支援課 障がい支援係	0562 83-3111
豊明市	健康福祉部 社会福祉課	0562 92-1119

ウ 就労継続支援B型利用の場合

〈ア 基本的な流れ〉の他に、「就労アセスメント」を加える。



エ 就労継続支援A型利用の場合

〈ア 基本的な流れ〉の他に企業就労希望者と同じように「求職登録」、「重度判定」が必要。

(6) 施設の見学について

施設はそれぞれに特色がある。実際に見学してみるのがよい。

次のような点に着目して見学するとよい。

- ア 家からの距離、通う方法（保護者が様々な理由で送迎できないことも考えて）
- イ 施設長の考え方や施設の方針
- ウ 日程（作業時間等）や作業内容（身体を使う、手先を使う、興味・関心とのマッチング等）
- エ 支援員の体制や利用者の様子
- オ 保護者の活動内容や自己負担金（利用料・寄付金等）
- カ 食事、行事、他
- キ 保護者だけでなく本人が参加する見学も、進路選択をする上で貴重な経験

「就労アセスメント」について

就労継続支援B型事業所の利用希望者に対して、就労移行支援事業所で行う就労面のアセスメントである。

高等部第3学年の夏季休業中に実施。
保護者から各市町の福祉課に連絡する。

〈各市町の移行支援事業所〉

【大府市】 就職トレーニングセンター

【東浦町】 なし

※他市の就労移行支援事業所で実施

【東海市】 エール東海

【豊明市】 あびっと
アームズ

【阿久比町】 メビコラボ

6 企業就労について

福祉サービス事業所などに就労する「福祉的就労」に対して、一般企業などで雇用契約に基づいて就労することを「一般就労」と呼ぶが、ここでは分かりやすい「企業就労」という言葉を使う。

※本校での「一般就労」は「障害者雇用枠での就労」になる。

(1) 企業就労について

ア 職種

- (ア) 飲食：食器の洗浄、調理補助（サラダの盛り付け等）、清掃
- (イ) 小売：品だし、陳列、野菜の袋詰め、清掃等
- (ウ) 食品：食品加工の補助（野菜の洗い、皮むき等）、製品の袋詰め、コンテナ箱の洗浄、運搬、清掃等
- (エ) リサイクル：缶・ビン等の分別、物品の解体分別、清掃等
- (オ) 介護施設：清掃、ベッドメイキング、洗濯物のたたみ、食器片付け、介護補助等
- (カ) 物流：運搬、ピッキング、清掃等
- (キ) 農業：収穫、収穫後の調整、出荷準備、草取り、清掃等
- (ク) 事務：事務補助全般（コピー、ラベル貼り、スタンプ押し）、清掃等
- (ケ) クリーニング：仕分け、タオル等の畳み、衣服のハンガー掛け、運搬、清掃等
- (コ) 洗車：洗車、清掃
- (サ) 清掃：清掃

イ 障害者雇用について

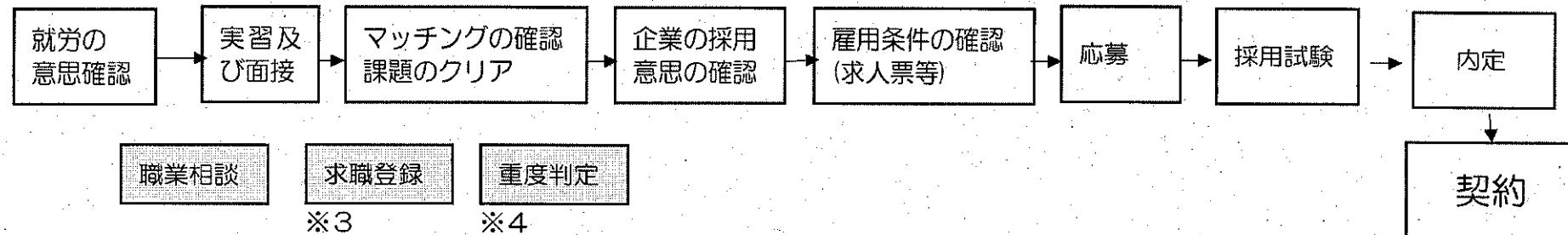
- (ア) 「障害者雇用」での就職となる。（療育手帳などの手帳が必要。）
- (イ) 就労（就職）は正社員、契約社員、嘱託社員、パートでの雇用。
- (ウ) 社会保険（健康保険等）の加入は正社員の3/4（週20時間）以上の勤務が目安。賃金月額が月8.8万以上
- (エ) シフトにより土曜、日曜に勤務のある企業がある。
- (オ) 企業は2.3%の障害者雇用率を達成義務がある。週20時間以上～30時間未満の短時間労働者は0.5人、重度知的障害者と判定された人は×2（2倍）として計算される。

※重度判定により、重度と判定された人

ウ 特例子会社について

親会社が障害者の雇用に配慮して設立した会社。障害者雇用を前提とした会社であり、多くの障害者が働いている。新卒者をすぐに雇用するよりも、訓練校や就労移行施設、他の企業経験者を雇用するところもある。

(2) 一般的な企業就労の流れ



※1 実習について

- ・就労につながるまで同一の職場での実習を行う。
- ・実習を積み重ね、企業とのマッチングを確認し、企業の要求する課題をクリアすることによって、採用へとつながる。
- ・高等部3年の実習は、就職試験と同じ意味をもつ。先方の都合に合わせて、事前打ち合わせや反省会、面接等を行う。保護者の方は必ず出席する。

※2 雇用条件の確認について

- ・採用の内諾をした企業から雇用条件が提示される。必要に応じて話し合いをし、お互いの同意が得られれば契約となる。主に次のような雇用条件についての確認を行う。

勤務内容、勤務時間、休日、有給休暇、雇用形態、試用期間、給与、交通費、残業代、賞与、退職金、給与等の支払い方法、加入社会保険、社内規定、入社日

※3 求職登録について

- ・企業就労を希望する生徒は、夏季休業中にハローワークにおいて、求職登録を行う。その際は本人、保護者、進路担当でハローワークに行く。日程等は先方からの指定日で行う。(就労継続A型施設を希望生徒も対象。)

※4 重度判定（職業評価）について

- ・重度判定とは、企業が障害者雇用助成金の申請や障害者雇用率の算定をする場合に必要な判定。ハローワークを通して愛知障害者職業センターに判定を依頼する。
- ・企業側の採用がまだ確認されていない場合でも、企業就労を希望する場合は判定を受ける。
- ・書類審査の後、作業検査等が必要と判断された場合は障害者職業センターが指定する日時に本人、保護者が障害者職業センターに行き判定を受ける。
- ・判定結果は後日、御家庭に郵送されるためなくさないように保管する。

愛知障害者職業センター
〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 M1テラス名古屋伏見5階
TEL 052-218-2380 FAX 052-218-2379

(3) サポート機関について

- 就労後のサポート機関として障害者就業・生活支援センターがある。
- ア 企業就労希望の障害者の就労支援（企業の紹介等）や、企業就労者の定着支援を行う。
- イ 企業はセンターに相談ができる。
- ウ 企業によっては登録を条件にしているところもある。
- エ 登録者には企業との契約時や移行支援（引継ぎ）時に同席していただける場合もある。
- オ 就労希望者はどちらかのセンターに登録する。両センターとも登録は高等部3学年の夏頃からできる。
- カ 登録したセンターには、学校での様子等の情報を伝える場合がある。

事業所名	所在地	電話番号	対象地域
半田市社会福祉協議会 障害者就業・生活支援センター ※名称未定	〒475-0918 半田市雁宿町1-22-1 半田市福祉会館（雁宿ホール内） ※名称が決定した時に変更の可能性あり	0569-21-5585 (半田市障がい者相談支援センター)	大府市、東海市、豊明市
尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」	〒488-0833 尾張旭市東印場町二反田146	0561-54-8677	豊明市

(4) 企業就労に向けて

- ア 本人の意思と保護者の協力
 - (ア) 本人が働きたいと思うことが重要。（働く意欲×働くための体力=働くことの継続）
 - (イ) 就労の継続には保護者の協力が重要。（生活面でのサポートは家庭が基本。企業は保護者の支援も重視される。）
- イ 生活上の事は「すべて自分でできる」レベルが必要。
- ウ 学校内外での生活態度が良好で、学校で定められた規則を守っているかで判断する。
- (ア) 生徒指導上の特別指導があった場合、特別指導後の学校生活が改善されているかを見て判断する。

※ 生徒指導上の特別指導になった場合、内容については企業側へ報告することがある。

工 企業の考え方

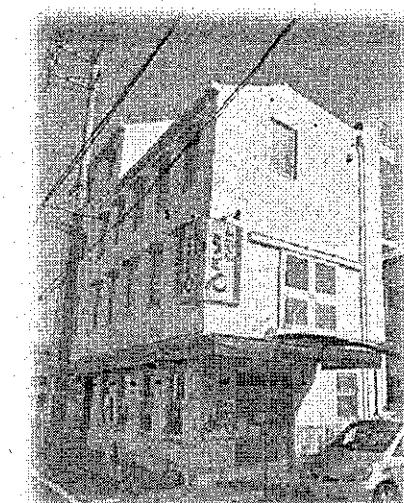
- (ア) 学校へ遅刻、欠席はしていないか。(企業は遅刻・欠席を心配している)
※ 欠席は3年間で10日以内 ※障害に起因するものなどは含まない。
- (イ) 働く体力はあるか。(6~8時間の立ち仕事は当たり前)
- (ウ) 大きな声できちんと挨拶や返事ができるか。(人間関係は挨拶から)
- (エ) 手伝いをしているか。(家族の中の役割分担をきちんと果たす習慣づけ)
(きちんとした仕事ができることが信頼になる) (生活面の向上)
- (オ) 服装、身だしなみ(清潔感)がしっかりしているか。(印象はとても大切)
(食品を取り扱う職種、客と関わる職種は、特に大事)
- (カ) 職場の人と良好なコミュニケーションがとれるか。(働き続けるために大切)
- (キ) 指示を聞いて動けるか。わからない事は聞けるか。(自分から動く)

7 訓練機関について

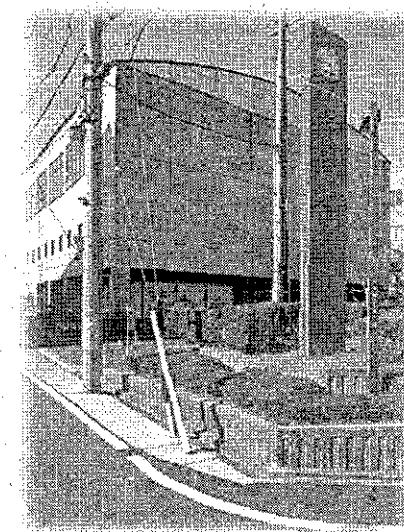
(1) 訓練機関(訓練校)

- ア 就労をしたいが、まだ就労するための力が育っていない場合や、もう少し力を付けてから企業を目指したい場合の進路先となる。
- イ 年度の途中でも就労が決まれば退校し就労する。
- ウ 見学やオープンキャンパス、体験入学等を実施している。

名 称	なごや職業開拓校	電話	052-582-6006
場 所	〒451-0051 名古屋市西区則武新町2-24-14 (名鉄栄生駅から徒歩5分)		
設置科目	【食品加工科 2年コース(知的)】1年次は、食品製造に関する技能や安全衛生の知識習得、2年次は企業等と連携して、より実践的な社会適応技能の習得や「ひとりひとりが納得のいく進路」の実現を目指す。 【生産実務科 1年コース(精神)】精神・発達障害をお持ちの方対象。「飲食サービス(うどん店舗)」「食品加工(製麺)作業等を通じ、基礎的な社会適応能力」を育成する。		
選 考 日	①11月上旬 ②11月上旬		
選考内容	適性検査、面接		
訓練期間	コースにより違う		
費 用	授業料は無料。教科書代、作業服代等は自己負担。		



名 称	名古屋高等技術専門校	電話	052-917-6711
場 所	〒462-0023 名古屋市北区安井二丁目4番48号		
設置科目	【総合実務科】寸法を測る、重さを量る、紙を切るなどの基礎的な作業で集中力を養い、その後就職先の業務として想定される清掃作業や事務補助作業、スーパーのバックヤード作業等を学ぶ。それに加えて名古屋校ではシーツ交換や洗濯、基礎的な介助方法、配膳等の介護補助作業を習得する。		
選 考 日	12月中旬		
選考内容	筆記試験（適性試験）、運動機能試験及び面接試験（本人、保護者）		
訓練期間	1年間（4月～）		
費 用	授業料は無料。教科書代、作業服代等は自己負担。		



8 主な相談支援事業所について

事業所名	所在地	電話番号	対象地域
大府市障がい者相談センター	〒474-0035 大府市江端町6丁目13番地1 大府市ふれ愛サポートセンター「スピカ」内	0562-48-3011	大府市
特定相談支援事業所 みらい	〒474-0071 大府市梶田町2丁目123番地 共和病院1階合同事務所内	0562-46-0787	大府市
障がい者基幹相談支援センター フィット 豊明市社協相談支援事業所	〒470-1116 豊明市新田町吉池18番3 (総合福祉会館2階)	0562-91-3251	豊明市
ファイン相談支援事業所	〒470-1101 豊明市沓掛町中川81番地2 社会福祉法人豊明福祉会 メイツ内	0562-85-5070	豊明市
東海市障害者相談支援センター 荒尾事業所 ひまわり相談支援センター	〒476-0003 東海市荒尾町油田48-7 (さつき福祉会内)	052-603-8551	東海市
東海市障害者相談支援センター 横須賀事業所 相談支援事業所ワンハート	〒477-0034 東海市養父町北反田8-4 サリテモール2号	0562-33-8515	東海市

知多地域障害者生活支援センターらいふ	〒470-2102 東浦町緒川字寿久茂129	0562-34-6609	東浦町
指定相談支援事業所 (東浦町社会福祉協議会)	〒470-2103 東浦町大字石浜字岐路23-1 東浦町福祉センター内	0562-51-7581	東浦町
相談支援事業所ハーネス	〒470-2105 東浦町藤江カガリ1119	0562-84-3400	東浦町

9 進路先情報収集（アフターケア）について

(1) 目的

卒業生のそれぞれの進路先において、必要に応じて支援する。

(2) 方針

進路先・家族・関係機関と連携し、連絡を取り合いながら卒業生の進路先及び家庭での生活を支援する。

(3) アフターケアの概要

ア 卒業後1年目のアフターケア

(ア) 学校での担当者を決め、進路先と連絡をとる。

(イ) 連絡または訪問については、夏季休業中に行い、それ以外の時期は必要に応じて行う。

イ 卒業後2年目以降については、必要に応じて市町の相談支援などと連携し、必要に応じて行う。

(4) アフターケアの担当者

アフターケアは、元担任または進路担当等が行う。

10 個別移行支援会議について

(1) 目的

卒業後の生活へ向けた本人・家族のニーズを学校、事業所、関係機関で共通理解をし、卒業後の支援内容や支援体制について、支援機関や進路先に引き継ぐ場とする。

(2) 対象生徒

高等部第3学年 企業就労予定生徒

高等部第3学年 福祉サービス事業所利用予定生徒 ※必要に応じて

- (3) 参加者
生徒、保護者、担任または学年主任、進路指導主事、事業主、相談支援専門員、障害者就業・生活支援センター職員(企業就労)
- (4) 時期
2月中旬から順次行う。
- (5) 今後の流れ
ア 個別移行支援計画完成(2月初旬)
イ 個別移行支援会議開催(2月中旬から順次)
- (6) その他
ア 個別移行支援計画については、保護者アンケートを基に作成する。
イ 各機関との連絡調整については、担任、進路指導部、保護者が行う。
ウ 個別移行支援会議について
(ア) 個別移行支援会議を行う前に、担任は個別移行支援計画の複製を5部準備する。(予備含む)
(イ) 複製3部は個別移行支援会議の際に、福祉サービス事業所または企業用として1部、支援機関用(相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等)として1部、保護者用として1部を保護者から渡して使用する旨を、保護者に伝える。
(ウ) 原本は学校保管(5年)とする。
(エ) 開催場所については、企業または地域関係機関で行う。

11 同窓会について

- (1) 目的
ア 卒業生が年に一回総会の場に参加することにより、卒業後も互いの近況を知って励まし合う。
イ 職員が卒業生の近況を知ることにより、卒業後の就労支援の一貫とする。本校の卒業生がそれぞれの進路先において、豊かな社会生活を送ることができるよう支援する。
- (2) 期日
総会(6月ごろ)、二十を歳祝う会(2月ごろ※対象者のみ)
- (3) 会費
2,000円を集金する。(通信費)

12 障害基礎年金について

(1) 障害基礎年金の概要

ア 国民年金法に定める障害を有する方に支給される。

年額（令和3年度の額） 1級の場合 976,125円

2級の場合 780,900円

イ 障害者手帳の等級とは異なる。療育手帳がCでも、精神障害者保健福祉手帳でも申請できる。

ウ 日本年金機構が審査を行い、受給について決定する。

エ 申請は20歳の誕生日の前日だが、それ以前から相談は可能。

オ 申請の窓口：各市町の福祉課

(2) 障害基礎年金手続きの流れ

①相談（国民年金課）

②医療機関の受診（診断書をもらう。）

③書類提出、申請（国民年金課）

書類は、年金請求書、医師の診断書、病歴・就労状況等申立書等、①の相談の時に説明を聞く。